

令和6年第2回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

令和6年5月30日（木）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時19分

◎出席議員（15名）

1番	高 木 洋 一	2番	福 田 長 弘
3番	荒 井 浩 二	4番	堀 江 清 一
5番	興 野 一 美	6番	青 木 敏 久
7番	矢 板 清 枝	8番	滝 口 貴 史
9番	小 堀 道 和	10番	相 馬 正 典
11番	田 島 信 二	12番	渋 井 由 放
14番	中 山 五 男	15番	高 田 悦 男
16番	平 塚 英 教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川 俣 純 子
副市長	熊 倉 精 介
教育長	内 藤 雅 伸
会計管理者兼会計課長	高 田 勝
総合政策課長	小原沢 一 幸
公共施設再編担当課長	関 雅 人
まちづくり課長	大 鐘 智 夫
総務課長	佐 藤 博 樹
税務課長	川 俣 謙 一
市民課長	大 谷 啓 夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡 誠
こども課長	水 上 和 明
農政課長	深 澤 宏 志
商工観光課長	星 貴 浩
都市建設課長	佐 藤 光 明

上下水道課長

石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

高 橋 昌 弘

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 令和5年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 令和5年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3 号 令和5年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 6 報告第 4 号 令和5年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 9 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 6 号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 7 号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 8 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 9 号 那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 1 号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 2 号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 3 号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第17 付託第 1 号 請願書等の付託について（議長提出）

○追加議事日程（第1号）

追加日程第 1 議長の辞職について

追加日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について（副議長提出）

○追加議事日程（第2号）

追加日程第 3 選挙第 2 号 副議長の選挙について（議長提出）

追加日程第 4 報告第 5 号 常任委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第 5 報告第 6 号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第 6 報告第 7 号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第 7 報告第 8 号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第 8 報告第 9 号 議会運営委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第 9 報告第 10 号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第 10 選挙第 3 号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）

追加日程第 11 追加議案第 1 号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開会〕

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会におきましては、那須烏山市議会と市当局もクールビズを推奨しております。ノーネクタイ・ノージャケットも可としておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

ただいま出席している議員は15名です。定足数に達しておりますので、令和6年第2回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る5月23日に議会運営委員会を開き、その決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

11番 田島信二議員

14番 中山五男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月12日までの14日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力をお願い申し上げます。

お諮りいたします。私ごとではございますけれども、先ほど議長の辞表を副議長宛て提出い

たしました。直ちに日程を変更し、議題を追加して議事を進めていただきたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、市長以下関係課長は、連絡があるまで退席をお願い申し上げます。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時16分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、私の一身上に関する事件でございますことから、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥のため退場いたします。

ここからは議長の職務を副議長と交代いたします。青木副議長は議長席に移動を願います。

〔12番 渋井由放 退場〕

○副議長（青木敏久） 渋井議長に代わりまして議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

追加議事日程を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 追加議事日程第1号、令和6年第2回那須烏山市議会6月定例会第1日。追加日程第1 議長の辞職について。追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について。副議長提出。

以上でございます。

◎追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（青木敏久） 追加日程第1 議長の辞職についてを議題といたします。

議長の辞表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） このたび、一身上の都合により那須烏山市議会議長を辞職したいので、許可されるようお願いします。

令和6年5月30日。那須烏山市議会副議長、青木敏久様。那須烏山市議会議長、渋井由放。

以上でございます。

○副議長（青木敏久） お諮りいたします。渋井由放議員の議長辞職を許可することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、渋井由放議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、12番渋井由放議員の入場を許可します。

〔12番 渋井由放 入場〕

○副議長（青木敏久） ただいまの議長の辞職については、会議に諮った結果、許可されたので、本席より告知いたします。

12番渋井由放議員の議長退任の挨拶の発言を許可します。

12番渋井由放議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） ただいま青木副議長から発言を許していただきました。

私、議長に就任したときは、久保居前議長が急にお亡くなりになったという緊急事態でございまして、そのときに皆様から全員の御推薦をいただいて、当選をさせていただきました。その後、改選がありまして、改選から約2年、全部で2年9か月ぐらいやらせていただいたということでございます。

なかなか皆さんの御要望に応えられるようなことがやれたかということになりますと、自分でもちょっと疑問があるところがございますが、全ての皆さんに支えられまして、何とか今までやってこられたわけでございます。

今度は青木議長をしっかり支えられるような立場になると、そういうふうにしたいと、こういうふうに思っております。今後とも1議員としてお付き合いをいただくようお願いを申し上げます。

今までいろいろお支えいただきまして、誠にありがとうございました。（拍手）

◎追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○副議長（青木敏久） 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により議長の選挙を行うものとする。

令和6年5月30日提出。那須烏山市議会副議長、青木敏久。

以上でございます。

○副議長（青木敏久） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に6番青木敏久議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました青木敏久議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました青木敏久議員が議長に当選されました。

ただいま、私、青木敏久が議長に当選させていただきましたので、会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで、私から議長就任の挨拶をさせていただきます。

〔6番 青木敏久 登壇〕

○議長（青木敏久） 皆様の御選任を賜りまして、議長に当選させていただきました青木敏久でございます。議長の退任を拝しまして、その責務の重さに身の引き締まる思いでございます。

現在、少子化、デジタル化、脱炭素社会の形成等、様々な課題が山積する中で、二元代表制の一翼を担う議会の役割はますます重要性を増してきております。市民の皆様の負託に応えられる、開かれた議会づくりを推進し、市民福祉の向上と市政発展のために誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

皆様におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻賜りますように、心からお願い申し上げます。（拍手）

それでは、議長が決定いたしました。御協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。先ほどの議長選挙によりまして、現在、副議長が不在となっております。したがって、直ちに日程を変更し、議題を追加して議事を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加して、議事を進めることに決定いたしました。

◎追加日程第3 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（青木敏久） 追加日程第3 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。

令和6年5月30日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

以上でございます。

○議長（青木敏久） お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（青木敏久） ただいまの出席議員は15名であります。

ここで、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定に基づき、立会人に、引き続き15番高田悦男議員及び16番平塚英教議員を指名いたします。

訂正いたします。16番平塚英教議員ではなく、1番高木洋一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

○議長（青木敏久） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は前へお進みください。

（投票箱点検）

○議長（青木敏久） 異常なしと認めます。立会人は自席にお戻りください。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（事務局長点呼・投票）

○議長（青木敏久） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 投票漏れはないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

直ちに開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（青木敏久） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票13票、無効投票2票、有効投票のうち、矢板清枝議員11票、平塚英教議員2票。

以上のとおりであります。

立会人は自席にお戻りください。

ただいま副議長に当選されました矢板清枝議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました7番矢板清枝議員の副議長就任の挨拶の発言を許可します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○副議長（矢板清枝） ただいま選挙により副議長に当選させていただきました7番矢板清枝でございます。大変身の引き締まる重圧を痛感しているところでございます。

議長が先ほど申したとおり、本市には多くの課題が山積しております。問題解決に向けて、市民の声に真摯に耳を傾け、公正公平に、円滑な議会運営と那須烏山市発展のために、議長を支えながら尽力してまいる所存でございますので、議員の皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で挨拶に代えさせていただきます。（拍手）

○議長（青木敏久） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第4 報告第5号 常任委員会委員の選任について

○議長（青木敏久） 追加日程第4 報告第5号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第5号 常任委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定により、常任委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和6年5月30日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

総務企画常任委員会委員、高木洋一、興野一美、小堀道和、田島信二、高田悦男。

文教福祉常任委員会委員、荒井浩二、堀江清一、矢板清枝、滝口貴史、平塚英教。

経済建設常任委員会委員、福田長弘、青木敏久、相馬正典、渋井由放、中山五男。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 常任委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいまの朗読のとおり、常任委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第5 報告第6号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（青木敏久） 追加日程第5 報告第6号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第6号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。

各常任委員会において那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和6年5月30日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

総務企画常任委員会委員長、興野一美。副委員長、高木洋一。

文教福祉常任委員会委員長、荒井浩二。副委員長、平塚英教。

経済建設常任委員会委員長、福田長弘。副委員長、相馬正典。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 各常任委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、各委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時38分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第6 報告第7号 議会広報委員会委員の選任について

○議長（青木敏久） 追加日程第6 報告第7号 議会広報委員会委員の選任について議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第7号 議会広報委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会広報委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和6年5月30日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

議会広報委員会委員、高木洋一、福田長弘、荒井浩二、堀江清一、興野一美、矢板清枝、小堀道和、渋井由放。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 議会広報委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいまの朗読のとおり議会広報委員会委員を選任いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時54分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第7 報告第8号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（青木敏久） 追加日程第7 報告第8号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会広報委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第8号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。議会広報委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和6年5月30日。那須烏山市議会議長、青木敏久。

議会広報委員会委員長、堀江清一。副委員長、高木洋一。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 議会広報委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時02分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第8 報告第9号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（青木敏久） 追加日程第8 報告第9号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第9号 議会運営委員会委員の選任について。那須烏山

市議会委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和6年5月30日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

議会運営委員会委員、福田長弘、荒井浩二、堀江清一、興野一美、滝口貴史、相馬正典、平塚英教。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 議会運営委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいまの朗読のとおり議会運営委員会委員を選任いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時13分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第9 報告第10号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（青木敏久） 追加日程第9 報告第10号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第9号 議会運営委員会委員長、副委員長の報告について。議会運営委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和6年5月30日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

議会運営委員会委員長、滝口貴史。副委員長、平塚英教。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 議会運営委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 0時33分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第10 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（青木敏久） 追加日程第10 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

先ほど南那須地区広域行政事務組合議会議員でありました、荒井浩二議員、興野一美議員、渋井由放議員、中山五男議員、高田悦男議員、平塚英教議員から南那須地区広域行政事務組合議会議長宛てに辞表が提出されましたので、後任の議員選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。南那須地区広域行政事務組合同規約第6条第2項の規定に基づき、議員の選挙を行うものとする。

令和6年5月30日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

以上でございます。

○議長（青木敏久） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員に6名を指名いたします。

1番高木洋一議員、4番堀江清一議員、6番青木敏久議員、10番相馬正典議員、12番渋井由放議員、14番中山五男議員。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました6名の議員を南那須地区広域行政事務組合

議会議員の選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました6名の議員を選挙の当選人と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時35分といたします。

休憩 午後 0時36分

再開 午後 1時35分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第11 追加議案第1号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（青木敏久） 追加日程第11 追加議案第1号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥のため、9番小堀道和議員の退場を求めます。

〔9番 小堀道和 退場〕

○議長（青木敏久） 事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 追加議案第1号 那須烏山市監査委員の選任同意について。那須烏山市監査委員として次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月30日提出。那須烏山市長、川俣純子。

住所、那須烏山市小河原36番地1。氏名、小堀道和。生年月日、昭和24年5月10日。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市議会選出監査委員である相馬正典氏が令和6年5月30日に辞職をしたのに伴い、新たに議会選出監査委員として小堀道和氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小堀道和氏は、市議会副議長、議会運営委員会委員長、総務企画常任委員会委員長等の要職

を務められ、議会運営に通じ、人格は高潔で、市の財政管理、経営管理等、行政運営に関し優れた識見を有しており、監査委員として適任であります。

何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、議会選出監査委員の人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、本案に対する質疑・討論を省略し、採決いたします。

追加日程第11 追加議案第1号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、9番小堀道和議員の入場を許可します。

〔9番 小堀道和 入場〕

○議長（青木敏久） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時40分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第3 報告第1号から日程第6 報告第4号までの令和5年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について、令和5年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和5年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、令和5年度水道事業会計予算繰越計算書についての4報告案件については、いずれも令和5年度予算の繰越しに関するものでございますことから、一括して議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 令和5年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について

◎日程第4 報告第2号 令和5年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎日程第5 報告第3号 令和5年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

◎日程第6 報告第4号 令和5年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（青木敏久） よって、報告第1号から報告第4号までの4報告案件について一括して議題といたします。

なお、以下の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

川俣市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号から報告第4号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号 令和5年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第212条の規定に基づき、令和5年第1回那須烏山市議会3月定例会において、継続費の予算措置を行い、その年度内において支出を終わらなかったものを通次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

継続費の内容を御説明申し上げます。

認定こども園施設整備費につきましては、認定こども園園舎新築工事期間を令和5年度から令和6年度としていることから、令和5年度に支出しなかった予算を通次繰越したものであります。

次に、報告第2号 令和5年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、令和6年第1回那須烏山市議会3月定例会において翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越明許費の内容を御説明申し上げます。

企画一般管理費、児童福祉総務費、防災集団移転促進事業費につきましては、庁舎整備基本構想、こども子育て支援計画、防災集団移転促進事業計画において、それぞれ策定期間を延長する必要が生じたことにより、年度内の完了が困難であるため、繰越しをしたものであります。

社会保障・税番号制度システム整備事業費につきましては、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等のシステム改修に必要な仕様の公開が延期されたことから、繰越しをしたものであります。

物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金事業費の7万円給付につきましては、給付金の支給期限を令和6年5月としていることから、繰越しをしたものであります。

物価高騰に伴う低所得世帯支援支給金事業費の均等割のみ課税世帯及び子育て加算につきましては、給付金の支給期限を令和6年9月としていることから、繰越しをしたものであります。

新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費につきましては、市民が市外でのワクチン接種をした場合の請求が令和6年度に見込まれることから、繰越しをしたものであります。

道路保全費につきましては、大阪・関西万博の影響で建設電線販売業向けの低圧ケーブルの生産が間に合わず、三箇トンネル及び小白井トンネルの照明改修工事で発注している低圧ケーブルの調達が遅延し、年度内の完了が困難であるため、繰越しをしたものであります。

道路整備費につきましては、市道谷浅見平野線の道路整備工事に係る用地交渉に不測の日数を要し、年度内の完了が困難であるため、繰越しをしたものであります。

急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、県の事業繰越しに伴い繰越しをしたものであります。

防災無線整備費につきましては、上川井地区防災無線の撤去について、地権者との協議が終了せず、年度内の完了が困難であるため、繰越しをしたものであります。

次に、報告第3号 令和5年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

事故繰越しの内容を御説明申し上げます。

保健福祉センター施設整備費につきましては、保健福祉センター非常用発電機設備更新工事において、電線ケーブルが経済産業省の要請に基づき、能登半島地震の震災復興に優先的に割り当てられることになるため、急遽、電線ケーブルの確保に不測の日数を要する事態となり、当初の完成期限に竣工できなくなってしまったことから、事故繰越しをしたものであります。

最後に、報告第4号 令和5年度那須烏山市水道事業会計予算繰越し繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

繰越費の内容を御説明申し上げます。

令和5年度発注を行いました南大和久地内配水管布設工事について、令和6年能登半島地震の影響により、受注生産である給水設備の納入が遅れていることから、工事を翌年度へ繰越したものであります。

以上、報告第1号から報告第4号まで、一括して御報告申し上げます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります、この際、質疑があれば、これを許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 報告4件、今説明がありましたが、それぞれの理由で令和5年度で完了しないで令和6年度に繰越したということでございます。

そういう中で、おおむね、例えば、認定こども園は、この予算執行は令和6年度に、いずれの時期に進めることができるのか。

2つ目の繰越明許費計算書なんです、11件あるんです。これについても、それぞれの遅れた理由はさっき説明があったんですが、これを完成するために今現在どうなっているのか。特に三箇トンネル、小白井トンネルの照明関係のそういう必要備品の調達等はどんなふうな見込みになっているのか。その辺、遅れるといってもどのぐらい遅れるのか、いつまでに完成するのか。説明をお願いいたします。

3つ目は、事故繰越しの関係でございますが、電源ケーブル、これもやっぱり能登半島関係の復興に優先的に割り当てるということで遅れているんだと思いますが、当初の完成期限に間に合わなかったということですが、これもいつまでに完成を見込んで今進めているのか。

4番目の繰越計算書についても、給水設備、これは能登半島地震の影響で調達が遅れているということですが、これも今後の見通し、どんなふうになっているのか。御説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、報告第1号、認定こども園の通次繰越しの件でございます。認定こども園の園舎の新築工事につきましては、現時点でマスター工程どおり順調に進んでおります。現時点で今9割以上が終了しているところでございまして、7月の末には完了しまして、引渡しとなる予定でございます。

それと報告第2号の繰越明許計算書の中で、児童福祉総務費、211万2,000円ござ

いますが、これは今年度、第3期の子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査のための委託料ということになります。参考とするべき国の手引き作成が遅れたため、繰越しをさせていただいたものでございます。進捗状況でございますが、令和6年3月中にニーズ調査は終了しまして、現在、集計作業を実施しておるところでございます。6月末までには報告書が提出され、事業完了となる見込みでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） それでは、私のほうからは、報告第2号、一般会計繰越明許費繰越計算書の企画一般管理費、783万2,000円についてお答えをいたします。

こちらにつきましては、昨年度に業務委託を行いました那須烏山市庁舎整備基本構想策定支援業務でございます。令和5年度中に結論が出ませんでした候補地のさらなる絞り込み、そして、まちづくりのグランドデザインの検討を行いまして、年内には庁舎整備基本構想素案として取りまとめ、業務を完了させる運びでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 続きまして、社会保障・税番号制度システム整備事業費についてでございます。

こちらにつきましては、マイナンバーカードへの振り仮名をつけるシステムの改修でございますが、こちらのほう間もなく発注になりまして、年内には完了する予定でございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） それでは、健康福祉課に係るもの4項目ございまして、まず、報告第2号の明許繰越について、3項目、御説明申し上げます。

3款民生費のうち、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金事業費（7万円給付）、1,423万7,000円についてですが、こちらは令和5年12月の議会にて補正予算の可決をいただきました令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯を対象にした給付金でありまして、支給期限を令和6年5月としたことによる繰越しであります。

給付状況は、5月27日現在で、対象世帯2,781世帯のうち、全体の給付済みが2,563世帯、92.2%となり、1億7,941万円を給付しており、そのうち14世帯、98万円が繰越費から給付となります。

なお、今後の予定としましては、振込手数料の最終請求が7月になりますので、事業完了は8月末を見込んでおります。

次に、同給付金事業費均等割のみ課税世帯及び子育て加算の9,344万2,000円について御説明いたします。

こちらは令和6年3月議会にて補正予算の可決をいただきました給付金で、新たに令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に10万円を給付するもの及びその世帯、並びに、先ほど御説明しました7万円給付の対象世帯で18歳以下の児童がいる子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を加算給付するものであります。

給付状況は、5月27日現在で、住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付が、対象世帯573世帯のうち、給付済みが533世帯、93%となり、5,330万円を給付いたしました。児童1人当たり5万円の加算につきましては、対象人員265人のうち、給付済みが231人、87.2%となり、1,155万円を給付いたしました。

なお、今後の予定としましては、申請期限を7月31日としており、事業完了は国に対する実績報告期限の10月末を見込んでおります。

次に、衛生費の新型コロナワクチン追加接種体制確保事業費、137万円についてですが、こちらは令和6年度に実施しましたワクチン接種に係る繰越分となりまして、国民健康保険団体連合会審査業務委託料、個別接種業務委託料等の最終支払いが会計年度を越えてしまうことによる繰越しで、事業完了は国に対する実績報告を行います9月末を見込んでおります。

続きまして、報告3号、事故繰越しについてでございます。

こちらにつきましては、保健福祉センター非常用発電設備更新に伴う事故繰越しになっております。

本工事は、避難所として位置づけられている保健福祉センターの非常用発電設備の安定した機能を確保すべく更新を図るものであります。当初、市場における資材等の需給圧迫の影響により資材確保の困難が予想され、それを踏まえ、早期発注を行い、令和6年2月には工事を完了する予定でありました。しかし、昨年末の電線市場での混乱、並びに、本年元日に発生した能登半島地震震災復興対策について、経済産業省より電線業界に電線ケーブルの被災地優先手配の要請があり、電線ケーブルの適時入荷が困難となり、令和5年度内の完了が見込めなくなったことにより、令和4年度から明許繰越のうち、建設工事費委託料を除いた工事請負費、985万6,000円を事故繰越ししたものであります。

なお、工事自体を完了し、現在、請負業者による成果書類の作成中であり、工期はあしたの5月31日までとなっており、今後、完了検査の後、支払いを行い、完了となる見込みであります。

以上です。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 私からは都市建設課分につきまして御説明いたします。

8款土木費2項道路橋りょう費、道路保全費のトンネル照明改修工事、1億4,000万円につきましては、5月の連休明けから工事を再開いたしておりまして、現在、工事を施工中でございます。工事の完成は本年の9月を見込んでおります。

次に、2項道路橋りょう費、道路整備費の谷浅見平野線、1,401万1,000円につきましては、谷浅見のコミュニティセンターの物件補償費で、移転補償費でございまして、現在、地元自治会のほうで工事を発注しておりまして、移転完了は令和7年、来年の3月を見込んでおります。

次に、3項河川費、急傾斜地崩壊対策事業費の273万1,000円につきましては、栃木県が事業主体となっております、大木須地内の行人塚峠I-A地区の地元負担金の繰越しでございまして、こちらにつきまして完成見込みは令和7年3月を見込んでおります。

次に、4項都市計画費、防災集団移転促進事業費の6,740万円につきましては、現在、大臣同意に向け、関係機関及び関係者と順調に協議を進めております。完了時期につきましては令和7年3月を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 9款消防費1項消防費、防災無線整備費でございますが、上川井の防災行政無線の撤去という方向で調整したところでございますが、地権者、また、地元自治会、本市と協議を重ねた結果、撤去せずに、そのまま当分の間使える方向になってまいりましたので、この費用につきましては執行せずに、残になる予定で今調整しているところでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 私のほうからは、報告第4号、水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

こちらの繰越計算書につきましては、3月に請負者と変更契約のほうを行いまして、工期のほうを5月31日としたところでございます。現場施工のほうは既に終了しておりまして、契約どおり5月31日の工事完成ということで予定しております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 1つだけ、トンネル照明。このトンネル照明につきましては、LE

Dになるのかなと、こういうふうに思われます。そうしますと、LEDになりますと、消費電力が減ると、こういうふうになるのであらうと思います。何か月かずれますから、消費電力が、工事をやっているとき、どういう体制かちょっと分かりませんが、これでどのぐらいの二酸化炭素の削減、またはどのぐらいの電気代の損、こういうふうになるのかなというのを伺いたいと、このように思います。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの御質問につきまして、ただいま答えを持ち合わせておりませんので、後で回答させていただきたいと思います。

○12番（渋井由放） はい、分かりました。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 防災集団移転事業費ということで6,740万円ですか、大臣承認に向けて進めているということなんですけども、この6,740万円の内訳というのは、どのような作業の内容なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 6,740万円の内訳につきましては、計画書作成支援業務委託ということで、昨年の7月に契約した分が3,190万円、それから、本年の2月に契約した分、こちらが3,630万円ということでございまして、3,190万円につきましては、住宅団地の整備計画につきまして委託をしているものでございます。本年2月に契約しました3,630万円につきましては、住宅団地の設計、そちら、下境地区、東原地区の団地の設計をするのに委託をしているものでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） ほかに質疑がないようですので、日程第3 報告第1号から日程第6 報告第4号までの、令和5年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について、令和5年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和5年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、令和5年度水道事業会計予算繰越計算書については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）

○議長（青木敏久） 日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度一般会計補正予算（第1号）を4月1日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告をし、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入・歳出をそれぞれ488万4,000円増額し、補正後の予算総額を122億7,488万4,000円とするものであります。

補正予算の内容を御説明申し上げます。

まずは歳出であります。

総務費の人事管理費につきましては、職員の給与及び賞与から令和6年度分所得税及び令和6年度分個人住民税の定額減税を実施するためのシステム改修を早急に実施する必要性が生じたことから、必要な予算を調整したものであります。

総務費の地域交通対策費につきましては、市営バスの損害賠償請求事件に関する和解の解決金を早急に支払う必要性が生じたことから、必要な予算を調整したものであります。

徴税費の住民税課税事業費につきましては、令和6年度分個人住民税の定額減税を実施するためのシステム改修を早急に実施する必要性が生じたことから、必要な予算を調整したものであります。

次に、歳入であります。

繰入金は不足財源の補填とし、財政調整基金の計上であります。

諸収入は、市営バス訴訟和解解決金として雑入の計上であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 承認の一般会計なんですが、この中で市営バスの故障に生じた代車代等を支払うということで、290万4,000円ですかね、ということなんですが、雑入のほうで200万円、これはもらっているんですよね。それで、差額分は市のほうが出すという

ような考え方でよろしいんですかね。ちょっとそのところが、雑入の市営バス訴訟和解解決金、200万円というのがありまして、実際に代車代等を支払ったのは290万4,000円となっているんですが、その差額分についてはどんなふうになっていますか。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、200万円につきましては、お示ししておりますとおり、解決金の200万円でございます。これにつきましては、被告側から本市にまず一旦お金が入りまして、それに対しまして委託会社に支払いをしているということでございます。それと、差額の90万4,000円につきましては、一般会計からの支出で、弁護士費用等に係るものでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結します。

採決いたします。日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）

○議長（青木敏久） 日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）を議題といたします。

川俣市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度の税制改正により令和6年3月30日に地方税法等が一部改正されたことに伴い、同年4月1日から施行される部分につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、那須烏山市税条例の一部改正を同年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容は、個人住民税につきましては、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税を実施するものであります。

固定資産税につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、特定バイオマス発電設備を追加し、軽減割合を設定するものであります。

また、認定長期優良住宅について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当する場合には特例を適用できることとするほか、令和6年度の固定資産評価替えに伴う土地に係る固定資産税の特例措置を講ずるものであります。

このほか、能登半島地震を踏まえ、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） それでは、命により、ただいま上程いたしました本条例の一部改正について、主な改正内容の説明と改正に伴う税収等への影響を申し上げます。

お手元の議案書の3枚目の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の専決処分において改正する税目は3つです。1つ目が個人住民税、2つ目が固定資産税、3つ目が特別土地保有税となります。税目ごとに説明申し上げますので、ページが前後することを御承知おきいただきたいと思います。

初めに、個人住民税について御説明申し上げます。

新旧対照表の 1 ページを御覧ください。個人市民税の減免についてです。第 5 1 条につきまして、能登半島地震を踏まえ、申請による減免を前提としつつ、減免事由に該当することが明らかでない場合、かつ、減免する必要があると認める場合に、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

次に、2 ページを御覧ください。2 ページからは市税条例の附則の改正等になりますので、例えば、第 7 条の 4 につきましては、頭に附則をつけて附則第 7 条の 4 と読ませていただきたいと思います。

令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に当たりますが、新しい制度でありますので、新設に伴う改正について説明申し上げます。

この後、特別税額控除という言葉で申し上げますが、いわゆる定額減税のことを指しますので、よろしくお願いしたいと思います。

附則第 7 条の 5 につきましては、特別税額控除の対象者や特別税額控除額等を規定するもので、条文中、法附則第 5 条の 8 につきましては、特別税額控除の対象となる納税者の所得要件、1,805 万円、給与収入に直しますと 2,000 万円になりますが、以下とすることや、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を実施する規定となります。

附則第 7 条の 6 につきましては、特別税額控除の新設に伴い、普通徴収に係る納税通知書に記載する各納期の納付額について規定するものです。

飛びまして、4 ページを御覧ください。附則第 7 条の 7 につきましては、特別税額控除の新設に伴い、公的年金等に係る収入方法等について規定するものです。

さらに飛びまして、7 ページを御覧ください。附則第 7 条の 8 につきましては、特別税額控除の新設に伴い、令和 7 年度分の個人市民税の特別税額控除について規定するものです。

次に、特別税額控除が新設されたことに伴う読替規定、または法改正に伴う条ずれ等の反映による該当項目を申し上げます。

8 ページを御覧ください。肉用牛の売却による事業所得、附則第 8 条、飛びまして、13 ページの上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例、附則第 16 条の 3、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例、附則第 16 条の 4、14 ページの長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例、附則第 17 条、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、附則第 18 条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第 19 条、15 ページの先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第 20 条、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第 20 条の 2、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第 20 条の

3、以上となります。

以上が個人市民税の主な改正と改正の説明となります。

次に、固定資産税について御説明申し上げます。

すみません、新旧対照表の1ページにお戻りいただきたいと思います。固定資産税の減免についてです。第71条につきましては、能登半島地震を踏まえ、申請による減免を前提としつつ、減免事由に該当することが明らかな場合、かつ、減免する必要があると認める場合に、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

次に、飛びまして、8ページを御覧ください。見出しが法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合であります附則第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例となりますが、附則第10条の2第7項が新設となります。

内容は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち、特定バイオマス発電設備で、バイオマスのうち、木竹に由来するもの、または農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限るものについてわがまち特例の割合を定めることができますが、特例割合については国の参酌基準の7分の6としたところです。

附則第10条の2第8号から9ページの第15項までにつきましては、地方税法附則の改正に伴う項ずれの反映となります。

そのうち、9ページの附則第10条の2の右側、旧第14項につきましては、一定の政府の補助を受けたものが児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち、当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置対象期間が満了し、地方税法附則が削除されたことを受け、同様に削除するものであります。

同じ9ページの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、附則第10条の3につきましては、認定長期優良住宅について、申告の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用する規定として第3項を新設するものです。

附則第10条の3の第4項から10ページの第14項までは項ずれの反映をするもので、9ページの第9項から10ページの第14項までは地方税法施行規則附則改正に伴う改正となります。

10ページを御覧ください。令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税の負担について調整措置を講じることとなりました。

附則第11条は用語の意義に係る期間延長に伴う年度の改正となります。

附則第11条の2につきましては、土地の下落修正の特例に係る期間の延長に伴う年度の改

正となります。

11ページを御覧ください。附則第12条の改正関係につきましては、特例期間の延長に伴う年度の改正と令和4年度の商業地等の特例を削除するものです。

12ページを御覧ください。附則第13条、改正関係につきましては、特例期間の延長に伴う年度の改正と令和3年度の税額据置措置の規定を削除するものです。

以上が固定資産税の主な改正の説明となります。

次に、特別土地保有税について御説明申し上げます。

すみません、再度1ページにお戻りいただきたいと思います。第139条の3につきましては、能登半島地震を踏まえ、申請による減免を前提としつつ、減免事由に該当することが明らかな場合、かつ、減免する必要があると認められる場合に、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

次に、大きく飛びまして、13ページを御覧ください。特別土地保有税の課税の特例、附則第15条につきましては、特例期間の延長に伴う年度等の改正となります。

以上が特別土地保有税の主な改正の説明となります。

16ページを御覧ください。今回の那須烏山市税条例の一部改正のための附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日施行としているところでありますが、第2条により固定資産税につきましては軽減措置が設けられております。

次に、今回の那須烏山市税条例の一部改正に伴う収税等への影響について説明申し上げます。

新旧対照表1ページの市民税の減免第51条、固定資産税の減免第71条、特別土地保有税の減免第139条の3につきましては、能登半島地震を踏まえ、職権による減免を可能とするものですが、該当がないと思われますので、市税への影響はない現状です。

2ページの令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除、いわゆる定額減税の新設に伴う市民税に対しての収税は大きく影響し、今現在の試算では9,300万円余りの減収額となることはありますが、全額国費で補填される予定でありますことから、一般会計歳入の合計で見た場合、影響はないところです。

8ページの附則第10条の2第7項の新設につきましては、特定バイオマス発電設備に関するもので、本市では現在そのような設備はないところです。

9ページの附則第10条の3第3項の新設につきましては、収税への影響というよりは、高い耐震性能と省エネルギー性能を兼ね備えた認定長期優良住宅の普及の促進を図ることに期待が持たれるところです。

以上の改正以外の部分につきましては、期間延長に伴う年度の改正であったり、項ずれ等の改正となりますので、新たに収税等へ影響は変わらないところです。

以上、議案第5号の詳細説明とさせていただきますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 1ページの特別土地保有税というのは久々に耳にしたんですが、現在、市内でこの税金の対象になっているもの、または減免しているような土地というのはあるんですか。その1件についてお伺いします。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 特別土地保有税につきましては、平成15年度の税制改正の中で課税の停止というものがされておりますので、今現在、本市の中では特別土地保有税の対象になっているものはございません。

以上です。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） いろいろ説明を受けて、一生懸命書くの大変であれんですが、書きながら、聞きながらという中で、能登半島地震で被害があったと、そうすると、簡単に言うと、もう完全に潰れちゃったようなやつは、減免しようというか、一々申請しなくても、市のほうで、市長が「いいよ」と言えばオーケーなんだというような大づかみの話かなと思うんですね。

ただ、市長が行って、「これ、いいよ」とかというわけにはいかないでしょうから、そういうふうに、これはいいだろうとか、これは間違いないとかという、何か証明ではないですけど、誰がどんなような形でその手続をしていくんだというようなところをお伺いしたいなと思うんですけども。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） それぞれの自治体の調査の内容によって判断するところだと思いますが、詳しい状況につきましては把握していないところです。すみません。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） どこかへ頼んで、潰れているかどうか確認してくれとか、何かそんなようなことになるんであろうと想像はするんですが、うちが、震災はないと思うんですけども、水害が来た夏のときもこれは対象になるのかなと、こういうふうに思うので、どういうふうにやってそれを早く把握して、対応するというようなシミュレーションをしっかりとやってい

ただかないと困ると、このように思うんですね。その点について、誰が答弁してくれるかはあれなんです、お願いできますでしょうか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） これは災害起きた場合、水害も同じだと思います。認定されない限りはならないかもしれませんが、国で認定されたような災害の場合は、市長のほうで本人から申出がなくても認めるよという条例になっていると思います。

ですから、そのときによって判断材料はいろいろあると思いますが、本人の申請でなくても、もう1軒だけ潰れたとか、明らかにという場合もありますし、その部分、地域が全部だったら同じ判断にするのか、その辺は協議をやはりするようだと思っております。その場合にならないとちょっと判定基準が、今何というのは決まっていますので、そのときによつての判定になると思いますので、また判定する、そのときの審議委員とか、審査会がいろいろできると思いますので、そのときにさせていただいて、今の段階でこういう基準ですというのはちょっと私の口から言えませんので、申し訳ありません。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） こういう方法があるだろう、こういう方法があるだろう、ああいう方法があるだろうというようなものをしっかり把握しておいて出すべきではないのかなと。そうすれば、すぐ、とっさのときもあらゆる手段を使っていいというような感じにしておく。例えば、罹災証明出た時点でもういいよとか、そんなようなことになるんだかどうかどうか知りませんが、何らかの形で確認はしないと駄目なんだろう、その確認をするためにはどういう手法があるんだ、そういうのを、防災関係も含め、的確に把握してもらって、市民の皆様が苦労しないで、スムーズに、速やかになるような形をお願いして、答弁は結構ですので、早急にそういうのをやっていただければなと、このように思います。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 先ほど中山議員の質問で、特別土地保有税の減免関係なんです、平成15年改正で該当するものはないというような説明だったかに思うんですけども、8ページの10条の2というのは、固定資産税もわがまち特例というものですよね。これは法附則15条関係に該当するということなんですけども、その15条を見ると、特別土地保有税の課税の特例というのがあるんですよね。平成15年に改正になって該当するものはないというんですけども、わがまち特例で該当するものがあるのかなのか、そこのところもう一回確認したいなと思います。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） わがまち特例の中で特別土地保有税が該当するかどうかというこ

とでよろしいですか。

○16番（平塚英教） わがまち特例で該当するのはこういうところだよと、今回の特別保有税はそれには該当しないんだというような説明なのかなというふうに受けたんですけども、わがまち特例で該当するものはどういうものなのか、そういうのをわがまち特例でやっているのかどうか、そこら辺も含めてね。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） まず、特別土地保有税につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成15年度の税制改正において、当分の間、課税を停止するという事で、栃木県内どこも課税はしていないところです。

わがまち特例の中に、その特別土地保有税に絡むところなんですけど、私のほうもちょっと把握していなかったものですから、すぐに回答できないんですが、すみません。

○議長（青木敏久） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を14時50分といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き、再開いたします。

◎日程第9 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（青木敏久） 日程第9 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります小林清美氏、大嶋恭子氏の両名が令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、引き続き小林氏、大嶋氏の両名を推薦したく提案するものであります。

小林氏、大嶋氏は両名とも令和3年10月1日から1期3年近くにわたり、人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進されております。宇都宮人権擁護委員協議会では両名とも男女共同参画委員会に所属されているほか、小林氏は事務局協力員を、大嶋氏は人権作文審査委員を併せて務められております。

両名とも地域住民の信望が厚く、熱意を持って積極的かつ活発に活動されており、人権擁護委員として適任者でございますので、さらなる御活躍を御期待申し上げるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案10号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第6号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第10 議案第6号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、マイナンバーを用いた他自治体間の情報連携の迅速化などを図るため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、マイナンバーによる情報連携が可能となる事務を規定する法別表第2が削除され、各省の主務省令で規定されるようになったことから、これに対応するための条文の整理を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第6号でございますが、マイナンバーの利用に関する事で、各行政機関、自治体での情報連携というお話がありましたけども、具体的にはどのような個人情報のやり取りをするのか、セキュリティー関係はどうか、その辺ちょっと説明をお願いできればと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で改正された部分が、本来その法で別表第2というところに掲げた事務がそれぞれ各省の主務省令で定められたことから、一部改正したところですが、その中の主務省令で定めるようなところの内容では、例えば、健康保険法の被保険者の資格所得の届出に関する事実についての審査に関する事務で、それぞれの個人情報は各市町が持っていますから、そういうところにこの法律の根拠を基に各市町が情報を提供する、そういう情報のネットワークにまづなっているということでもあります。

そのセキュリティーがどうなっているのかにつきましては、これにつきましては国が主導で整備していった事業でございますので、セキュリティーはしっかり対応できているというような認識で考えております。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） ちょっとよく理解できていないので、例えば、那珂川町のほうから那須烏山市のほうに情報提供があるとか、そうすると、何かこういうのを出してくれという、分かりましたって出すというような内容もこの中に含まれておりますか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 内容によってそれぞれだと思います。この法律は、法律で定められているものを置いている場合と、それぞれの独自の条例として定めているものがございますので、その照会する中身が何かというようになるところになると思います。

今回の改正の中では、法律で定めているところの照会についてはこの法律が根拠になりますから、那珂川町と市のやり取りの中では、それが独自利用に係るような事務であれば、それぞれの条例の中で規定されていれば情報共有ができるかと思います。法律で、例えば、先ほど健康保険法という話をしましたが、それは今度国が法律を管轄しておりますので、その中で定めているものについては各市町はそれぞれ同じような条例で改正をしてございますので、それを根拠にやっておりますので、例えば、那珂川町から本市に照会があれば、それぞれ連携を取り

ながら照会はできるのかなというふうに思っています。

個別具体的なやつは、どういった事例があるかちょっと言っていたかないと、なかなか分からないのかなと思います。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 第6条、「情報照会者である市の執行機関が、情報照会者である」、これ、市だけに限らず、町とか村というのもそういう対象になるのかどうか、再度確認をしたいと思うんですね。「情報提供者である那須烏山市」だったらいいんですが、その辺は、そのうち全国一律でデジタル化だというふうになっていけば、市に限らないのではないのかなというふうに思っているんですが、多分、何らかの形でこの市なんだろう、その辺がちょっと、意味が、理解がよくできてないので、お願いします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） この条例についてはあくまで市の条例なので、市でそれぞれの所管課で持っている個人情報のやり取りがこれを根拠に、個人情報を照会できるというふうに理解していただければよろしいかなと思います。那珂川町も同じように、この法律ができたときにこういう条例をつくっておりますので、あくまで市の中の情報共有のためにはこの6条を利用しながら、また、5条も使用しながら、それを根拠にそれぞれの個人情報の照会ができるというふうに理解していただければと思います。

○12番（渋谷由放） はい、了解しました。でしたら、ほかの役所ではなく、市の中だけだよということよろしいんですね。はい。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） こちらの新旧対照表のほうを見させていただくと、まず、現行のほうで「法別表第2の事務」と、こうあって、こちらの改正後のほうに「特定個人番号利用事務」と言い換えられているんですけども、具体的にこの特定個人番号利用事務というのは何かというのがまず分からないというのと、あと、以前からちょっと、私、正直、議員になったときから思っていたことなんですけれども、いつもこういう新旧対照表を出していただいて御説明いただく際に、よくこの別表第2とか、そういう何か別の表とか、そういうものを指示する文言が出てくる際に、そういったものというのが資料添付されていないので、その先がちょっと分かりづらいというところがあるんですけれども、こういうのって今後提示していただくことによって可能なんじゃないでしょうか。別表の中身が分からないから、そういう質問が出るんじゃないかなと思うんです。

○議長（青木敏久） ちょっと荒井議員、趣旨と、情報提供というのはずれちゃうんですけども。

○3番（荒井浩二） その特定個人番号利用事務というのは具体的に何なのかということです、この言い換えられている。

○議長（青木敏久） その件に関して。

○3番（荒井浩二） さらに言えば、別表の中身が分かる資料を添付してもらいたい。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） どういう事務があるかというようなところになると、別表第1、別表第2というところがあるんですが、今回は改正条例の中にそれがついていないので、その別表の中でちょっと申し上げますと、那須烏山市重度心身障害者医療費助成に基づく重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務、そういったもので規則で定めるものがこういった事務に当たります。そのほかに生活困窮者に係る事務、または遺児手当支給事務で市または教育委員会、市長部局、そういったところで情報共有する際には、そういったところの照会が、この条例を基に個人情報の照会ができるということになります。

そのほか別表第2というところ、今回の改正とはちょっと違う別表第2なんですが、これも障害者に関する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に関する事務で、これは特定個人情報として地方で関係情報であって規則で定めるものである、これ地方税か何かの照会に係るものになっているのかなというものがあまして、そういったものが別表として幾つか定められています。

今回荒井議員のほうからあった、そのほかのちょっとした分かるような資料の添付、そういったものについては、議案にするか、全協の際にそういったものを御提示するかはちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第6号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第11 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度の税制改正により、地方税法等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、令和6年4月1日施行分については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付の専決処分をいたし、先に議案第5号にて専決処分の承認を賜りましたことから、本案はそれ以外の施行分の改正を行うものであります。

主な内容は、個人住民税関係であり、公益信託制度の創設に伴う寄附金税額控除の改正及び公益法人等に係る市民税の課税の特例の廃止となります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては税務課長から説明をさせます。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） それでは、命によりただいま上程いたしました本条例の一部改正について、主な改正内容の説明と改正に伴う税収等への影響を申し上げます。

お手元の議案書の2枚目の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

初めに、個人市民税に係る改正について御説明申し上げます。

寄附金税額控除、第34条の7につきましては、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信

託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずるものです。

2 ページを御覧ください。右側的那須烏山市税条例附則の旧第 4 条の 2 につきましては、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有する者とみなすこととする特例措置を廃止するものです。

以上が住民税に係る改正等の説明となります。

1 ページお戻りください。次に、固定資産税に係る改正について御説明申し上げます。

第 5 6 条につきましては、特定対象法人の定義を規定するものですが、私立学校法の改正に伴う項ずれの反映を行うものです。

具体的な対象法人は、専修学校または各種学校の設置のみを目的とする法人が加わったことによるものです。

以上、議案第 7 号の改正内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第 7 号の改正に伴う税収等への影響を申し上げます。

寄附金税額控除、第 3 4 条の 7 の改正につきましては、2 ページの附則において公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年 1 月 1 日となっておりますが、具体的には、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行期日が令和 8 年 4 月予定とされていることから、市税条例の施行日は恐らく令和 9 年 1 月 1 日となる予定です。

したがって、新たな公益信託制度に基づき、令和 8 年 4 月以降、同年 1 2 月までに寄附がされた場合で、市が指定する法人等に該当すれば、早くて令和 9 年度個人住民税から影響が出るところであります。

第 5 6 条につきましては、私立学校の改正に伴う項ずれの反映で、該当する特例対象法人が本市にはないことから、固定資産税への影響は現状ではございません。

以上が議案第 7 号の詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9 番小堀道和議員。

○9 番（小堀道和） 説明を聞いてよく分からないので、ちょっと教えてほしいのは、この第 3 4 条の 7、これ具体的にはどんな内容が対象なのかというのを分かりやすく説明してほしいのと、あと、もう一つは、この附則のところですか。なくしましたというのは、これも具体的に、どうしてここをなくすに至ったかというのがちょっと分からないので、そのところ説明、もう少し詳しく教えてください。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 第34条の7につきましては寄附金控除に関するものなのですが、新たな公益信託制度というものが創設をされるんですが、その際に住民税として寄附金の税額控除を受けることができるんですけど、それに対して、先ほど申し上げたとおり、実際にこの条例が施行されるのは令和9年1月1日だと思いますので、令和8年中に寄附されたものについては令和9年度の住民税から全額控除がされるのかなというところなのですが、この34条の7の第1項の（1）にもありますとおり、「事務所を有する法人又は団体その他住民の福祉の増進に寄与すると市長が認める法人又は団体であって市長が別に指定するものに対するもの」とあるんですが、この中で指定をしていかないといけないので、今のところ市内にはないのかなというところです。

○議長（青木敏久） あと、附則を削除した件について。

○税務課長（川俣謙一） 条例の附則の第4条の2の削除ですかね。これは上位法律のほうで削除されているので、同じように削除するようなものです。なぜされたかはちょっと分からないです。すみません。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 34条の7は、これはもう個人というよりも団体がもうほとんどだよということでもいいのかな。そういうことでもいいのね。個人じゃなくて、団体が対象かと、主に。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 法人または団体、その他ということになっているので、個人ではないと思います。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第12 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性の確保を図るため、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円に引上げをするとともに、物価上昇の影響で保険税の軽減対象世帯の範囲が縮小しないよう、保険税が5割軽減及び2割軽減となる世帯の所得判定基準を見直すものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この議案第8号でございますが、国民健康保険税の一部改正ということでございまして、法定限度額、いわゆる最高、世帯の納税額、これが後期高齢者支援金分が22万円から24万円に上がりますよということなんですが、担当課のほうで聞きましたら、全体では最高限度額が、104万円が106万円に、この22万円が24万円に上がることで106万円になるんですよと言われたんですが、医療分とこの後期高齢者と、もう一つあるんだよね。介護保険ね。その限度額それぞれ説明いただきたいというのが1つ。

それと、この2割軽減、5割軽減ですね。これは53万5,000円が54万5,000円、要するに、減免する基礎額が増えるということで、減免の対象が広がると。こっち側の、2割

軽減なんだろうかね。それで、5割軽減と2割軽減のその説明をまずお願いしたいというのと、実際にはこの最高限度額の、いわゆる国保税を納めている方は何世帯あるのか、それと、7割軽減、5割軽減、2割軽減は何世帯あるのか、そして、それが今度の改正で、見込みなんだろうが、どれだけ減免対象が広がるのか、その辺の内容についてちょっと説明いただければなというふうに思います。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、お答えしたいと思います。

まず、賦課限度額につきましては、医療分、後期支援分、介護分の3つに分かれておりまして、医療分につきましては65万円、後期支援分につきましては、先ほど平塚議員おっしゃったとおり、22万円が24万円、プラス2万円になります。介護分につきましては17万円、合計で104万円が106万円になります。

それから、2割軽減、5割軽減につきましては、5割軽減につきましては29万円が29万5,000円、こちらにつきましては控除する額が5,000円プラスになるということで、基準の所得が減額になりますので、下がるということになります。2割軽減につきましては53万5,000円が54万5,000円に、1万円控除額が増えるということになります。

それで、税への影響なんですけど、賦課限度額につきましては、後期支援分につきましては36世帯になるんですが、今般のこの改正によりまして5世帯減りまして、全体としては77万円増額となります。

軽減判定の見直しにつきましては、平等割、均等割とありますので、世帯数につきましては、平等割につきましては、7割軽減につきましては1,190世帯、5割軽減につきましては643世帯、2割軽減につきましては471世帯、均等割につきましては、被保険者数ということで、7割軽減が1,502人、5割軽減が1,095人、2割軽減が846人、今回の改正によりまして5世帯9人が該当になりまして、税額としては24万円減額となります。2割軽減につきましては15世帯31人が該当になりまして、33万円の減額となります。トータルでは20世帯40人が該当となりまして、57万円の減額となります。トータルとしましては20万円の増額ということで推定しております。

以上です。

○16番（平塚英教） はい、分かりました。

○議長（青木敏久） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） ただいまの課長の説明を聞きますと、この国民健康保険の加入者が

負担しています後期高齢者の支援金、この限度額がこれまでの22万円から2万円引き上げて24万円にすると、そう理解していいわけなんですね。

私は、議会でこの保険関係で議論されるのは国民健康保険と後期高齢者の保険ですよね。私ちょっと理解していないんですが、社会保険の、サラリーマンの方のこういった医療保険、それと、市職員が加入している共済組合のほうの保険、これらの方々もやはり後期高齢者に対する支援金というのは負担をしていると思うんですが、それらとのバランス取れているんでしょうか。例えば、今回は国保の加入者が限度額で2万円上がるんだが、一般サラリーマンや皆さんの共済組合のほうでも引き上がるんですか。何かこういうこと分かっていますか。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 今回の国保税の限度額の改正につきましては、こちらのほうは国のほうで定めている地方税法の施行令の改正によりまして順繰り上げているような状況でございまして、国全体を勘案してこちらのほう徐々に上げているような状況でございまして、こちらのほうで管理できているのかなというところであります。

ちょっと社会保険共済組合のほうについては、申し訳ありません、手元に資料がないので、分かりませんので、後で御報告したいと思います。

○議長（青木敏久） よろしいでしょうか。

○14番（中山五男） はい。

○議長（青木敏久） 質疑はほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第9号 那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第13 議案第9号 那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度から那須南病院からの医師の派遣により運営することとなった熊田診療所の運営体制について、週4日の診療が安定し運営できる見込みとなったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、休診日を現行の毎週日曜日から毎週水曜日・土曜日・日曜日に変更し、診療時間を午前9時から午後5時とするものであります。また、県道拡幅工事に伴い、位置の変更を併せて行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 今の提案理由の説明の中で、設置場所が、現在、熊田の555番地なんですけど、これが555番地の1に変更になりますよね。県道拡幅でどの部分が変わるんでしょうかね。その辺のちょっと内容について説明いただければと思います。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 熊田診療所の位置なんですけど、こちら県道の拡幅によりまして、今、入り口の辺り、歩道ができるんですが、そちらの歩道の部分辺りが県のほうに買収になりまして、そちらのほうは555番地の2ということで、大本の熊田診療所の位置が555番地の1ということになります。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありますか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今回診療時間も変更になるということで、何人かの医師の方が診察を行っていただくということなんですけれども、こちらの診療時間と、診療時間の変更によって医師報酬だったり、その運営費のほうでどれくらいの差額があるのか、分かれば教えてください。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 去年までいらっしゃった有我先生の報酬のほうで2,000万円ちょっとぐらいで、今回那須南病院と委託契約を結んでおります。予定としましては1,800万円程度ということで考えてございます。

以上です。

○3番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 記憶で申し訳ないんですが、昔といっても、この有我先生のもっと前かもしれませんが、日曜日なんかを輪番制なのかどうか、そんなようなことで診療をやっていたといいますか、休診のときにそういうことあったかなというふうに、記憶です、きちんと調べておりませんが、そういうような、この体制の中にこの診療所が入るのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 今回熊田診療所、3人の先生で回しておりますので、日曜日の診療については入っておりません。

以上です。

○12番（渋井由放） 了解です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 有我先生のとくと、現在、那須南病院からの医師3人の方が派遣されたことによって、診療者数というんですか、この辺の推移というのは、違いというのはどのぐらいあるのか、もし分かれば、よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） まだ4月分しか集計のほうしておりませんが、4月分ですと、国保、それから、社会保険の患者さんについてはそれほど変わりはないかなというところなんです、後期高齢者の方についてはかなり落ちています。

ただ、これについては、施設、老健施設のほう、嘱託で有我先生受けていましたので、その

分が全くなくなっていましたので、その分が削除、削除というか、なくなっていました。その分が減っているという感じになっています。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） そうすると、診療報酬というんですかね、売上げというんですかね、その辺の変わり、それはどれぐらい違いがあるかというのは分かりますか。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） すみません、報酬額まではちょっと把握してございませんので、申し訳ありません、後で御報告したいと思います。

○議長（青木敏久） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第9号 那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

日程第14 議案第1号から日程第16 議案第3号までの、令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について、令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について及び令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、3議案については、いずれも令和6年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

◎日程第14 議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について

◎日程第15 議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第16 議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について

○議長（青木敏久） よって、議案第1号から議案3号までの3議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第3号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入・歳出をそれぞれ9,338万円増額し、補正後の予算総額を123億6,826万4,000円とするものであります。今回は、令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金等に必要な補正予算を編成したものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費の人事管理費につきましては、児童手当制度の改正に伴う給与システム改修費の計上であります。

民生費の新規低所得者世帯支援給付金事業費につきましては、令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付し、その世帯の18歳以下の児童に対し、1人当たり5万円を加算し給付する事業費の計上であります。

民生費の保健福祉センター運営費につきましては、保健福祉センターの非常放送設備が故障したことに伴う修繕費等の計上であります。

民生費の児童手当給付金につきましては、児童手当制度の改正に伴う児童手当システム改修

費の計上であります。

農林水産費の農業振興費につきましては、企業版ふるさと納税を実施する事業推進主体への交付金の計上であります。

農林水産業費の団体営土地改良事業費につきましては、南那須土地改良区の小白井用水地区の主配管の修繕に伴う補助金の計上であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯への給付事業及び児童手当制度改正に伴うシステム改修等の補助金の計上であります。

県支出金につきましては、南那須土地改良区の小白井用水地区の主配管の修繕の補助金の計上であります。

寄附金につきましては、企業版ふるさと応援寄附金の計上であります。

繰入金は、不足財源の補填とし、財政調整基金の計上であります。

次に、議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定の歳入・歳出をそれぞれ372万2,000円増額し、補正後の予算総額を33億215万4,000円とするものであります。

歳出の内容は、一斉更新時健康保険証の台紙にマイナンバー下4桁を付することから、普通郵便から特定記録付郵便へ変更するための増額分を役務費に計上しました。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修委託料及び共同電算を委託している栃木県国民健康保険団体連合会のシステム改修市町負担金を計上しました。

なお、財源については、国庫支出金及び県支出金をもって措置いたしました。

最後に、議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計の歳入・歳出をそれぞれ453万7,000円増額し、補正後の予算総額を4,503万2,000円とするものであります。

歳出の内容は、感染症や炎症の早期発見をするため、新たに自動血球計数CRP測定装置を導入するための経費を計上するものであります。また、薬価改定に対応するための薬剤情報支援ソフト保守業務及び放射線個人線量測定委託費を計上いたしました。併せて、経年劣化による医療機器の修繕等に対応するための修繕料を増額するものであります。

なお、財源については、国庫支出金、運営基金繰入金及び一般会計繰入金ををもって措置いたしました。

以上、議案第1号から議案第3号まで、一括して提案理由を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 補正予算関係について何点か質問したいと思います。

まず、15ページの新規低所得者世帯支援給付金事業費でございますが、6,900万円ということで、この令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯当たり10万円、18歳以下の児童がいる世帯には児童1人当たり5,000円を加算するというようなことでございますが、この7,000万円近い給付金は、対象世帯は何世帯で、いつまでにこれを実施するというような考えなのか、説明をお願いいたします。

次に、16ページの健康増進費でございます。今回184万1,000円補正をしましてやるということでございますが、これはいわゆる健康、一般健診か何かの関係でこの補正をしたのか、この事業内容について説明をお願いいたします。

その下の農業振興費でございますが、今回700万円補正をしまして、3,790万7,000円ということでございます。これはふるさと関係の交付のあったもの、企業版ふるさと納税のあったものをここに持ってきたんだと思いますが、全体として3,800万円近く、これで令和6年度はどんな事業を実施する予定なのか、説明をお願いいたします。

それだけです。よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） それでは、健康福祉課に関わる2点ほど答弁させていただきます。

まず、新規低所得者世帯支援給付金でございますが、内訳としまして、3節の報酬から12節の委託料まで、115万5,000円のうちの33万円につきましてはこちらの事業の対象になっておりまして、合計で152万7,000円を計上しております。併せまして、18節の負担金、補助金・交付金が給付費となりまして6,750万円、合計の6,902万7,000円を計上したところでございます。

内訳としましては、非課税世帯及び均等割の課税世帯の給付が600世帯を見込んでおりまして、6,000万円を計上、こども加算の児童数を150人と見込みまして750万円を計上しております。

いつまで、受付のほう一応6月末を予定しておりまして、11月末の完了を見込んでおります。

続きまして、17ページの健康教育指導事業費でございますが、こちらは職員の産休・育休の代替として会計年度職員のほうを計上させていただきます。業務の内容としましては、食育や健康相談、健診等の補助として従事といったことを考えております。

以上になります。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは17ページの農業振興費、700万円について御説明申し上げます。

農業振興費の700万円につきましては、平塚議員の御質問のとおり、産官学による里地里山プロジェクト事業ということで、企業版ふるさと納税の寄附金でございます。

事業主体につきましては、一般社団法人里山大木須を愛する会の農薬を使用した雑草刈の実証実験、シンポジウム、または耕作放棄地を活用しました西洋ミツバチの事業を、また、大木須自然体験村の古民家整備事業等について使用するものでございます。

現在、東京に本社を置きます4社から700万円の寄附金を受けてございます。

事業年度につきましては、令和3年度から令和6年度ということで、本年度が最終年度になります。

事業内容につきましては、これまで経済建設常任委員含め議員の皆さんにも3月の雑草学会のシンポジウムに参加していただきましたけども、そのような事業内容を今年度最終年度として行う予定になってございます。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 何点か分からない点質問させてください。

まず、15ページの保健福祉センター運営費、320万7,000円とあるんですけど、こちらの内訳と、その後、17ページの中学校施設管理費と一番下の自治会公民館施設整備費の内訳を教えてください。

あと、議案第3号の熊田診療所の予算のほうなんですけれども、こちら今度新しいCRPの装置を買うということなんですけれども、今回熊田診療所のほうで先生が代わることで診療科目の対応の幅が広がったということで、今後そういう何か機器購入とか、そういったものが増えていくのか、ちょっとそこら辺の見込みについて教えてください。お願いします。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 保健福祉センター運営費についてでございますが、こちら中身としましては修繕費になります。

修繕内容としまして、非常放送設備、館内放送の設備でございます。こちらが3月の中旬に突然放送設備が壊れてしまいまして、実際放送ができなくなってしまいました。そちらの館内放送なんですけど、火災報知機とも連動してまして、火災が起きたときに、その放送を使って館内放送が流れるような形の放送設備でございます。ですので、緊急性もございますので、今回修繕ということで上げさせていただきました。

もう一点としまして、駐車場から建物に向かうところに階段があるんですが、タイルのステップ、そちらが3月下旬の地震、大きな地震があったんですけど、その後にタイルのちょっと目地のところで盛り上がってしまっていて、現在歩行に支障を来している状況でございます。ですので、そちらのほうの修繕を考えております。

以上になります。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 私からは17ページの中学校施設管理費、116万9,000円について御説明いたします。

こちらは、烏山中学校において視覚障害の方の生徒がおりまして、そちらに配慮した修繕内容となっております。主な大きなものとしては、階段の手すりという形で、階段のほうは外階段のところに、学校からグラウンドに出る部分、段差があるところがあると思うんですが、あそこの手すりが主な大きなものとなっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 私のほうからは、17ページ、自治会公民館施設整備費についてお答えします。

こちらについては、自治会設置集会施設整備事業費補助金となりまして、自治会の公民館の改修事業に対する補助事業です。50万円以上の改修に対して、経費の3分の1以内で100万円を限度とするという事業になりまして、限度額の100万円を今回計上しております。

以上です。（「場所」の声あり）場所につきましては、谷浅見下自治会公民館になります。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 熊田診療所の今後の機器購入等の予定なんですけど、まだ、これから先生方いろいろと受診のほうさせていただいて、今後もしかすると機器のほうの購入という話も出てくるかと思うんですが、今使っている機器自体が結構古いというところもありまして、

そういったものの修繕のほうも結構かかってくるのかなというところで、ちょっと予想のほうはしております。

以上です。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） おおむね理解できました。

15ページの保健福祉センター運営費のほうで修繕費がかかるということなんですけれども、非常放送設備の故障で、火災報知機とか、人命に関わるような設備の故障ということなので、割と早く直してほしいというところなんですけども、こちらちょっと1つ疑問に、疑問というか、気になる点というか、あって、保健福祉センターのほうで火災保険みたいなものというものは、そもそも建物に関する保険とか、そういうものというのが入っているのかなというところなんです。

もし、入っているんだと思うんですけど、そういったもので、例えば、今よく一般家庭なんかでも、共済なんかでもそうなんですけど、落雷とかがあって、エアコンとか、基盤に落雷の跡とかがあると、故障に至らなくても保険適用で直したりするんですよね。そういったもので、何か市内公共施設でもそうなんですけど、エアコンだったり、そういうところ結構壊れているものがあって、そういう、そんなに、例えば、お金を持ち出して使わなくても保険適用で実はいけるものがあるんじゃないかと私考えるんですけども、そういった検討というのはされたことありますか、調査も含めて。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 総合賠償保険の中の建物共済は総務課のほうで一括して入っておりますので、そういった場合の対応についても、対応できるものもあるかと思っておりますので、十分それを活用しながら対応は考えているところでございます。

具体的にはどういう場合がそうかというのは、すみません、今、手持ち資料がないので。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 実際今までそういうもので見逃してきたところというのがもしかしたらあるかもしれないので、今後そういうところを、アンテナを張っていただいて、もし設備の故障等あれば、本市の財政状況というのは皆さんも御存じのとおりだと思いますので、ぜひとも工夫をしていっていただきたいと思います。

総務課長、いかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 公有財産に事故、そういった損害があった場合は総務課のほうには報告が上がってまいりますので、その中で保険でできるもの、できないものは分別しており

ますので、そういう対応はしているという前提で今お話をさせていただきました。

○議長（青木敏久） 質問はありませんか。

9 番小堀道和議員。

○9 番（小堀道和） ちょっと教えてほしいんですけど、一般会計の中で、ページ 16、17、教育費の補正があります。これで教育総務費と事務局費が 1,000 円という、この少ない価格の修正で、この中で中身が奨学基金運営費の財源振替というのと奨学基金積立金の財源振替というのがあって、これをもう少し詳細説明してほしい。

理由は、これって結構きつくなったから、こういうふうになってしまっているのかな、今後どうなのかなという、そういう懸念を抱いたので、質問しているので、その辺も含めて詳細説明してください。今後どうなるのかですね。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 奨学基金運営費の財源振替についてお答えいたします。

こちらにつきましては、歳入のほうで寄附金がありまして、今回、奨学金の 6,000 円の寄附金がありました。そちらを財源を振り替えて、1,000 円は科目存置で、積立金で持っておりまして。その積立金をなくして運営費のほうに 1,000 円入れたというような形になっております。

○議長（青木敏久） 9 番小堀道和議員。

○9 番（小堀道和） では、この基金がちょっと減って、大変だとか、そういう状況にはない、だから、安心して大丈夫だよ、そういう答えでいいわけ。はい、オーケーです。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） 4 点ほどお伺いをいたします。

市長の先ほどの説明の中で、私聞き漏らしたかもしれませんが、改めてお伺いをしたいと思います。

まず、歳入なんですが、13 ページの一番下に雑入というのが 100 万円ほどありますよね。これはどんな歳入なのか。この物件移転等損失補償料という名称なんですが、これについて 1 点お伺いします。

次に、15 ページに、科目振替が 2 つありますね。これは総務課のほうでも役務費と委託料を科目振替します。それに、これは認定こども園関係、工事請負費を委託料に科目振替します。ここになぜこれほどの多額の額を振替しなければならないのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

もう一つ、17 ページ、これも先ほど平塚議員が質問したところなんですが、この農業振興

費の700万円です。これは里山大木須を愛する会のほうに交付するそうなんですが、これは具体的にこの700万円を交付して、どのような仕事をするんでしょう。事業費そのものは、700万円の仕事ということなのか、また、別の財源があったり、収入があって、もともと大きい仕事の一部の700万円なのか、この辺の費用対効果が果たして上がっているのかどうかも含めまして伺います。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 12ページ、13ページの雑入の物件移転等損失補償料、101万2,000円でございます。これにつきましては、県道熊田喜連川線の拡幅工事に伴って、三箇の自治会公民館の敷地の一部にかかることから、土地として16万3,000円ほど、物件補償として85万円ほど、それを合わせたものが101万2,000円程度になった金額になってございます。

それに併せまして、若干フェンス等がかかってしまいましたので、そのフェンス部分がやはり必要だということで、管理費として、14ページのところで、財産管理費で47万3,000円ほど保護柵等の撤去と新設ということで計上しているところでございます。三箇の熊田喜連川線の拡幅工事にかかるものということで御理解願いたいと思います。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 15ページの総合戦略推進事業費の科目振替についてお答えします。

こちら、企業版ふるさと納税を検討している企業とマッチング業務を委託する予定でありました。こちら当初業務委託で取っていたんですけれども、成功報酬による手数料の支払いということで今回科目振替をさせていただいております。

以上です。

○議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 私からは15ページの認定こども園施設整備費、503万5,000円の科目振替についてお答えいたします。

認定こども園施設整備費の中のLAN工事につきましては、当初は配線の工事とその疎通の確認業務を別々に実施する予定としておりましたが、それらの業務を別々に実施するのではなくて、ネットワーク構築業務委託一式として併せて実施するほうが安価となりまして、施工日程的にも短期間で完了できることが判明いたしましたので、今回の補正におきまして工事請負費を業務委託料へ振り替えさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは17ページの農業振興費、700万円の費用対効果という御質問でございます。

こちらにつきましては、先ほど平塚議員の御質問にお答えしましたとおり、里山大木須を愛する会の活動経費となっております。これまで令和3年度から6年度の4か年事業ということで、令和3年度につきましては8社の企業から1,100万円、令和4年度につきましては12社の企業から1,290万円、昨年度は8社の企業から970万円、そして、今年度は、まだ1回目の補正で700万円というのを計上させていただきました。

この中で大木須の農地を提供して、そういった企業の雑草の試験場の提供、または耕作放棄地を、そこで雑草試験をやることによって耕作放棄地を解消して、西洋ミツバチを飼うことによって事業収入を得る、または大木須の古民家の再生ということで、古民家の整備であるとか、古民家前のビオトープの構想の事業に充てるということで、十分にこの企業版ふるさと納税を活用した事業を展開していると考えてございます。

事業費については、4,000万円強の事業費になることですが、今年度が最終年度ということで、まだ企業から寄附金をいただける可能性もありますので、その中で有効活用を図っていったと思いますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 農政課長、今年を含めると4,000万円の事業をするわけなんだが、これ具体的にどんな事業をやっているのか。これだけの費用をかけて効果が上がっているのかということです。あれをやりました、これをやりました、それで効果が上がったのかということです。その辺のところは農政課としてきちっと確認をしているんでしょうか。それと、この里山大木須を愛する会の歳入・歳出、その辺のところも確認しているんでしょうか。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） この事業につきまして、今御説明申し上げましたとおり、企業に大木須農地の雑草試験場を全部提供してございます。それによって耕作放棄地がかなり解消して、そこに西洋ミツバチを飼うための蜜源植物、アニスヒソップという植物も相当数植栽をしてございます。

また、この寄附金をいただくことによって、大木須古民家の再生ということで、いろんな整備、庭であるとか、その周辺の環境の整備も行っております。

そして、また、この事業の取組については、農政課のほうで毎年1回監査ということで、その収入・支出全て適正な事業になっているかというのを把握してございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案1号から議案3号までの3議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（青木敏久） 日程第17 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第2号 那須烏山市名誉市民については、所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（青木敏久） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月5日水曜日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔午後 4時19分散会〕